

●香川県告示第365号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成27年12月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第1号（まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町木沢地先

イ 点の位置

基点A オリーブ水産株式会社埋立地北護岸西角に設置したコンクリート標柱

〃 B Aから真方位37度55分7.28メートルのところに設置したコンクリート標柱

点 イ Aから真方位34.8度25分1.86メートルのところ

〃 ロ Aから真方位0度30分3.60メートルのところ

〃 ハ Aから真方位13度00分5.10メートルのところ

〃 ニ Aから真方位25度30分6.12メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニBの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から翌年12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市王越町

2 免許予定日 平成28年2月1日

3 免許の存続期間 平成28年2月1日から平成30年12月31日まで

4 免許申請期間 平成28年1月6日8時30分から同月7日17時まで